

第3次明和町耐震改修促進計画

令和8年4月

明 和 町

目 次

I. はじめに	1
1. 目的・背景.....	1
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 対象とする建築物.....	4
II. 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況	6
1. 大震災等からの教訓.....	6
2. 明和町で想定される地震被害.....	10
III. 明和町における耐震化の現状	18
1. 住宅の耐震化の現状.....	18
2. 多数の者が利用する建築物 ^{*2} の耐震化の現状.....	18
3. 町有建築物の耐震化の現状.....	19
IV. 耐震化の目標	20
1. 耐震化の目標設定.....	20
2. 取り組みの基本方針.....	22
V. 耐震化を促進するための施策	24
1. 耐震化の促進に係る基本的な方針.....	24
2. 耐震化に関する啓発及び知識の普及.....	25
3. 耐震化を促進するための支援策.....	26
4. 総合的な安全対策に関する取り組み.....	27
5. 耐震改修等を促進するための指導や命令等.....	28
VI. その他耐震改修等を促進するための事項	29
参考資料	31
参考：耐震改修促進計画に関する法律.....	31

I. はじめに

1. 目的・背景

本計画はだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的としています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、日本各地で大地震が頻発しており、大地震の発生が危惧されています。

国においては、建築物の耐震化について平成17年3月の中央防災会議^{※1}において「地震防災戦略」を決定し、「社会全体の国家的な緊急課題」として東海地震及び東南海・南海地震の死者数や経済被害を半減させるため、10年後における住宅・建築物の耐震化率を現状の75%から90%にすることを目標に掲げるとともに、これを受けて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）は平成17年11月に改正され、翌年1月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示184号。以下「国の基本方針」という。）が策定されました（表I-1参照）。平成25年11月には耐震改修促進法の一部を改正する法律が施行され、不特定多数の方が利用する建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとし、耐震改修を円滑に促進するために、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成31年1月施行の耐震改修促進法施行令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

このような背景のもと、明和町では、耐震改修促進法に基づき、平成21年3月に「明和町耐震改修促進計画」、平成29年3月に「第2次明和町耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

一方で、南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、町民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。

そこで、「第3次明和町耐震改修促進計画」を策定し、令和13年度の住宅・建築物の耐震化率の目標を掲げ、耐震化を促進するための総合的な取り組みを行っていきます。

※1 中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

近年被害をもたらした地震	法改正等の動き
H7. 1. 16 阪神・淡路大震災	H7. 12. 25 耐震改修促進法の施行
H16. 10. 23 新潟県中越地震	H17. 3. 20 中央防災会議「地震防災戦略」決定
H17. 3. 20 福岡県西方沖地震	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減 ・住宅の耐震化率を現状の75%から90%へ
H17. 7. 23 千葉県北西部地震	H17. 6. 10 住宅・特定建築物等の地域防災推進会議による提言 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・特定建築物等の耐震化率を75%から90%へ ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化
H17. 8. 16 宮城県沖地震	H17. 11. 7 改正耐震改修促進法の公布
H19. 3. 25 能登半島地震	H18. 1. 25 国の基本方針の公布
H19. 7. 16 新潟中越沖地震	H18. 1. 26 改正耐震改修促進法の施行
H23. 3. 11 東日本大震災	H19. 1. 25 群馬県耐震改修促進計画の策定
H28. 4. 14 熊本地震	H21. 3 明和町耐震改修促進計画の策定
H28. 4. 16 熊本地震	H25. 5. 29 耐震改修促進法の一部を改正する法律の公布
H30. 6. 18 大阪府北部地震	H25. 11. 25 耐震改修促進法の一部を改正する法律の施行
R6. 1. 1 能登半島地震	H28. 11 群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）の策定
	H29. 3 第2次明和町耐震改修促進計画の策定
	H31. 1. 1 改正耐震改修促進法施行令の施行
	R3. 4 群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）の策定

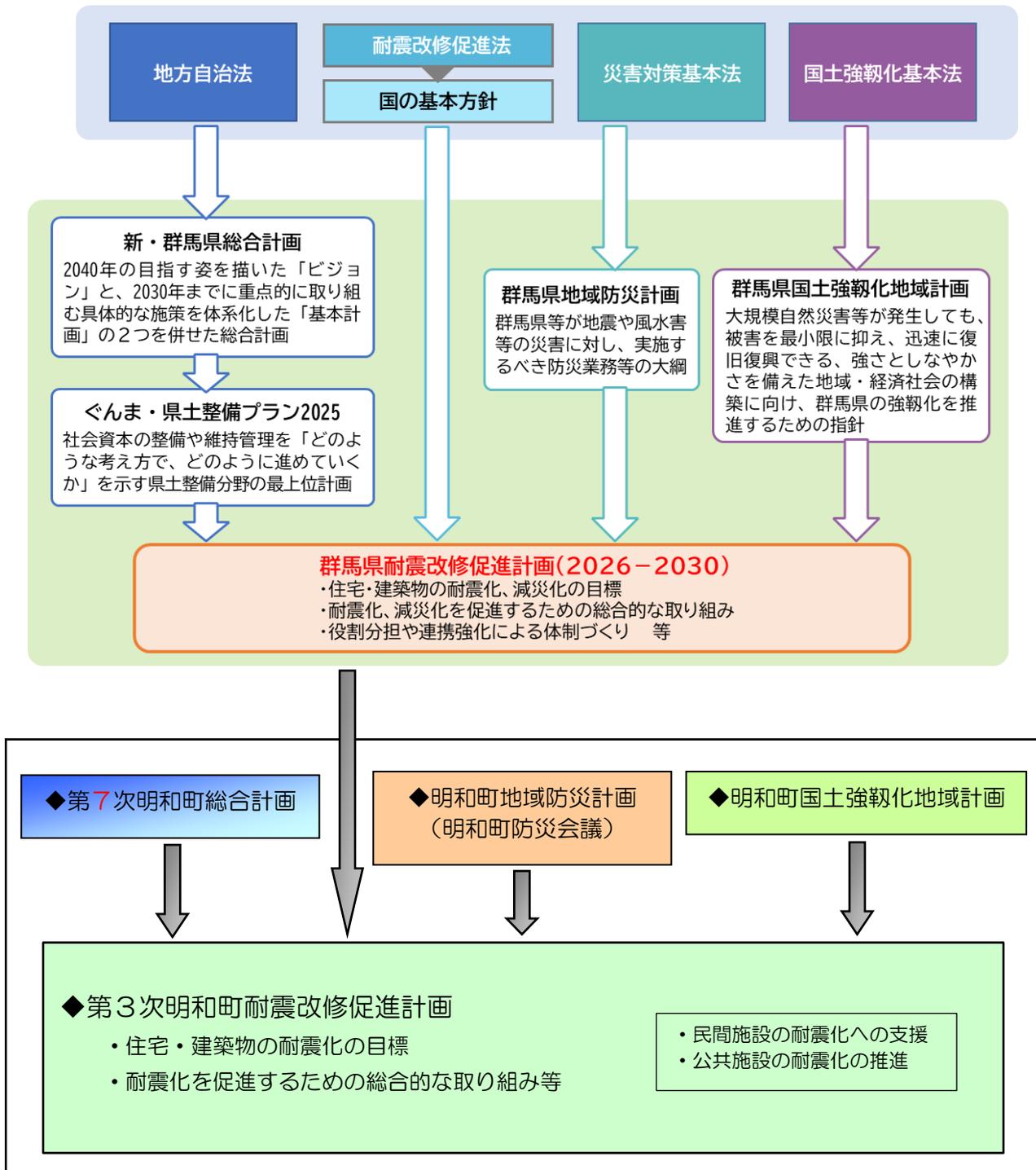
2. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定するもので、国の基本方針及び群馬県耐震改修促進計画を勘案し、町内で想定される地震の規模、被害状況及び町内の耐震化の現状を踏まえて具体的な目標を定め、耐震化の促進に取り組む基本的な施策を定めます。

また、第7次明和町総合計画、明和町地域防災計画及び明和町国土強靱化地域計画との整合を図ります。(図I-1参照)

◆本計画の位置付け

図I-1



3. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和13年度までの計画期間における目標とその取り組みを整理します。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4. 対象とする建築物

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、表I-2のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない住宅・建築物（耐震強度が不足する施設）を対象に、耐震化の促進を図ります。

なお、耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物、防災拠点））については、明和町に該当建築物はありません。

表I-2：本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種類	内容	備考	
住宅	町民の生命・財産を守るとはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）	
特定既存耐震不適格建築物 ^{※1}	次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条各号に定める特定既存耐震不適格建築物	
耐震診断義務付け対象建築物 ^{※2}	公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。	明和町に該当建築物なし	
	要緊急安全確認大規模建築物	・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	沿道建築物 防災拠点	・ 県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ・ 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
町有建築物	町有建築物は、災害時の活動拠点、広域的な重要施設となること、多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。		

※1 特定既存耐震不適格建築物：次ページの表I-3に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※2 耐震診断義務付け対象建築物：次ページの表I-3に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの（旧耐震基準建築物）。

表 I-3：耐震改修促進法における特定既存不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条)	指示※1対象となる特定 既存耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象建築物※2の要件 (法附則第 3 条・法第 7 条)	
多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 2,000 m ² 以上	階数1以上かつ 5,000 m ² 以上	
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 2,000 m ² 以上	階数3以上かつ 5,000 m ² 以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 2,000 m ² 以上	階数2以上かつ 5,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 2,000 m ² 以上	階数3以上かつ 5,000 m ² 以上	
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所				
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (法第 14 条第 2 号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ 500 m ² 以上	階数1以上かつ 5,000 m ² 以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物		
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第 14 条第 3 号)	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)		
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物		

※1 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

※2 義務付け対象は旧耐震基準建築物

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第 3 条)

要安全確認計画記載建築物(法第 7 条)

Ⅱ. 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

1. 大震災等からの教訓

関東大震災から100年が経過し、東海地震、東南海・南海地震や首都圏直下地震などの大地震の切迫性が指摘されています。近年では被害が発生する地震が頻発しており、日本はいつどこで大震災が発生してもおかしくない状況にあり、平成24年7月の中央防災会議・防災対策推進検討会議最終報告では、「21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。加えて、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されている。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されており、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

(1) 阪神・淡路大震災及び東日本大震災

阪神・淡路大震災（平成7年1月、震度7）では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等（全壊・半壊）、甚大な被害をもたらしました（平成18年5月19日現在、総務省消防庁発表資料より）。地震発生直後の死者数は約5,500人で、そのうち約9割（約4,800人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています（平成7年4月24日現在、警察庁調べ）。10万棟を超える家屋が全壊し、多くの死者を出しましたが、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。さらには、倒壊した建築物等は、火災を発生したり、避難や救援・消火の妨げになったり、がれきなどの発生等による被害の拡大をまねきました。（表Ⅱ-1 参照）

また、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なく、昭和56年以前の建築物で「軽微・無被害」が全体の約35%程度であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と、被害が大幅に減少しています。（図Ⅱ-1 参照）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人（消防庁災害対策本部、平成27年第152報）を超え、全壊した住宅は12万4千戸、半壊した住宅が27万5千戸でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした（東日本大震災記録集、消防庁、平成25年3月）。

【阪神・淡路大震災の人的、建物被害】

被害状況	被災数
死者	6,434人
行方不明者	3人
負傷者	43,792人
家屋全壊	104,906棟
家屋半壊	144,274棟
焼損	7,574棟

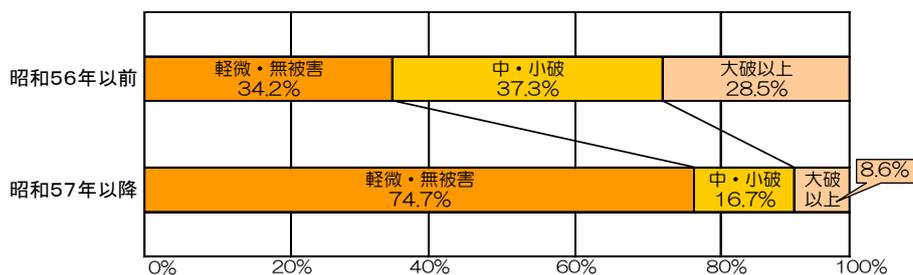
（平成18年5月19日総務省消防庁発表より作成）

【阪神・淡路大震災における死因】 表Ⅱ-1

死因	死者数
家屋・家具等の倒壊による圧死とおもわれるもの	4,831人 (87.8%)
焼死（火傷）及びその疑いがあるもの	550人 (10.0%)
その他	121人 (2.2%)
合計	5,502人 (100%)

（平成7年警察白書より作成）

【阪神・淡路大震災での建築物被害の状況】 図Ⅱ-1



(2) 熊本地震

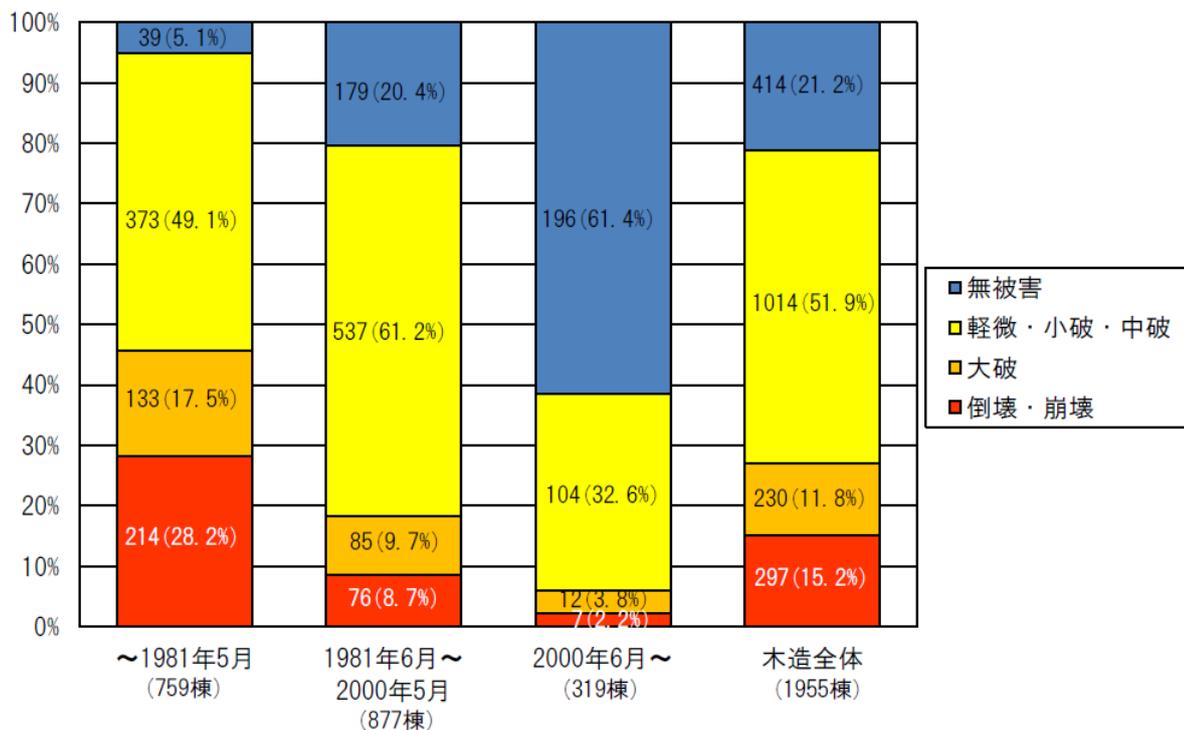
平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震は、死者が145人（消防庁応急対策室、平成28年第87報）、全壊した住宅は8,329戸、半壊した住宅が31,692戸でした。一連の地震回数（M3.5以上）は内陸型地震では1995年以降で最多となっており、熊本大学教授の渋谷秀敏氏によると、益城町などに直接死者が集中した原因として、震央に近いこと、活断層の撓動のうち地表部分での変動が大きかったこと、河川跡地や扇状地など地盤の弱い所では揺れが増幅しやすいことを原因としてあげています。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。（図Ⅱ-2 参照）

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

【日本建築学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況】

図Ⅱ-2



資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）による

(3) 大阪府北部地震

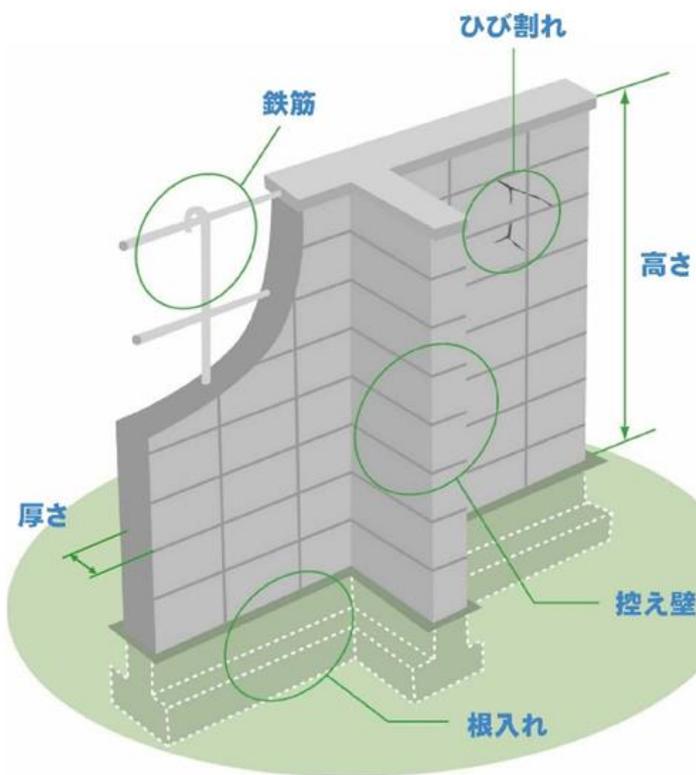
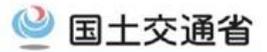
大阪府北部において、平成30年6月18日、マグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱を観測しました。地震による死者は6名で、うち2名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和53年6月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来すことから、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

ブロック塀等のチェックポイント（国土交通省）

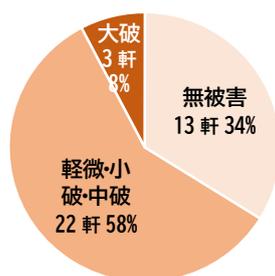
(4) 能登半島地震

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。建築物の被害状況としては、熊本地震と同様に、旧耐震基準の建築物で被害が大きく、2000年以前の新耐震基準の木造建築物においても被害が見られました。

また、旧耐震基準で耐震改修済みの木造住宅は、耐震改修を行っていないものと比べ被害が小さかったことから、耐震改修の有効性が実証されました。

さらに、住宅の被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が全国値と比べて低く、耐震化が進んでいないことが被害の拡大につながったと考えられます。

【耐震改修を行った住宅の被害状況】 図Ⅱ-3



(令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告をもとに作成)

2. 明和町で想定される地震被害

(1) 明和町に影響を与えるプレート運動

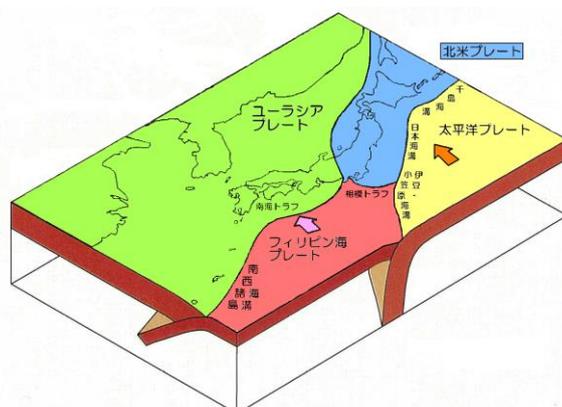
日本列島の地震活動は、東北日本が乗っている北米プレート及び西南日本が乗っているユーラシアプレートと、その下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されています。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から150～200kmの地点に位置しており、群馬県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込みさらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいます。また、群馬県直下のフィリピン海プレート上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100～140kmとされています。

プレート上面で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東大震災（1923年、M7.9）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（1987年、M6.7）が典型例です。

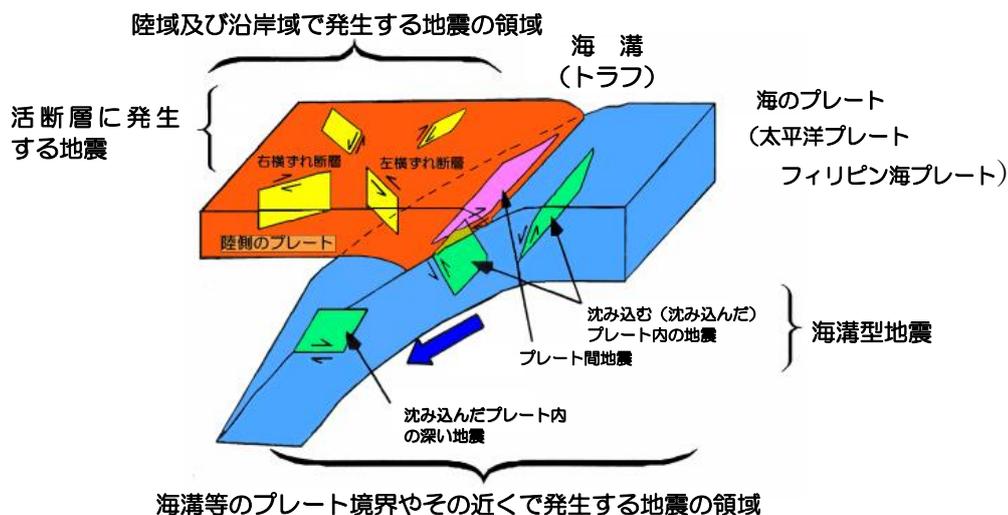
群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120～160kmで発生していますが、震源が深いため、このタイプの地震で群馬県内に被害が発生したという記録はありません。（図Ⅱ-4・図Ⅱ-5 参照）

【日本列島とその周辺のプレート】 図Ⅱ-4



（出典：地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図 報告書」より作成）

【日本列島とその周辺で発生する地震のタイプ】 図Ⅱ-5



（出典：地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図 報告書」より作成）

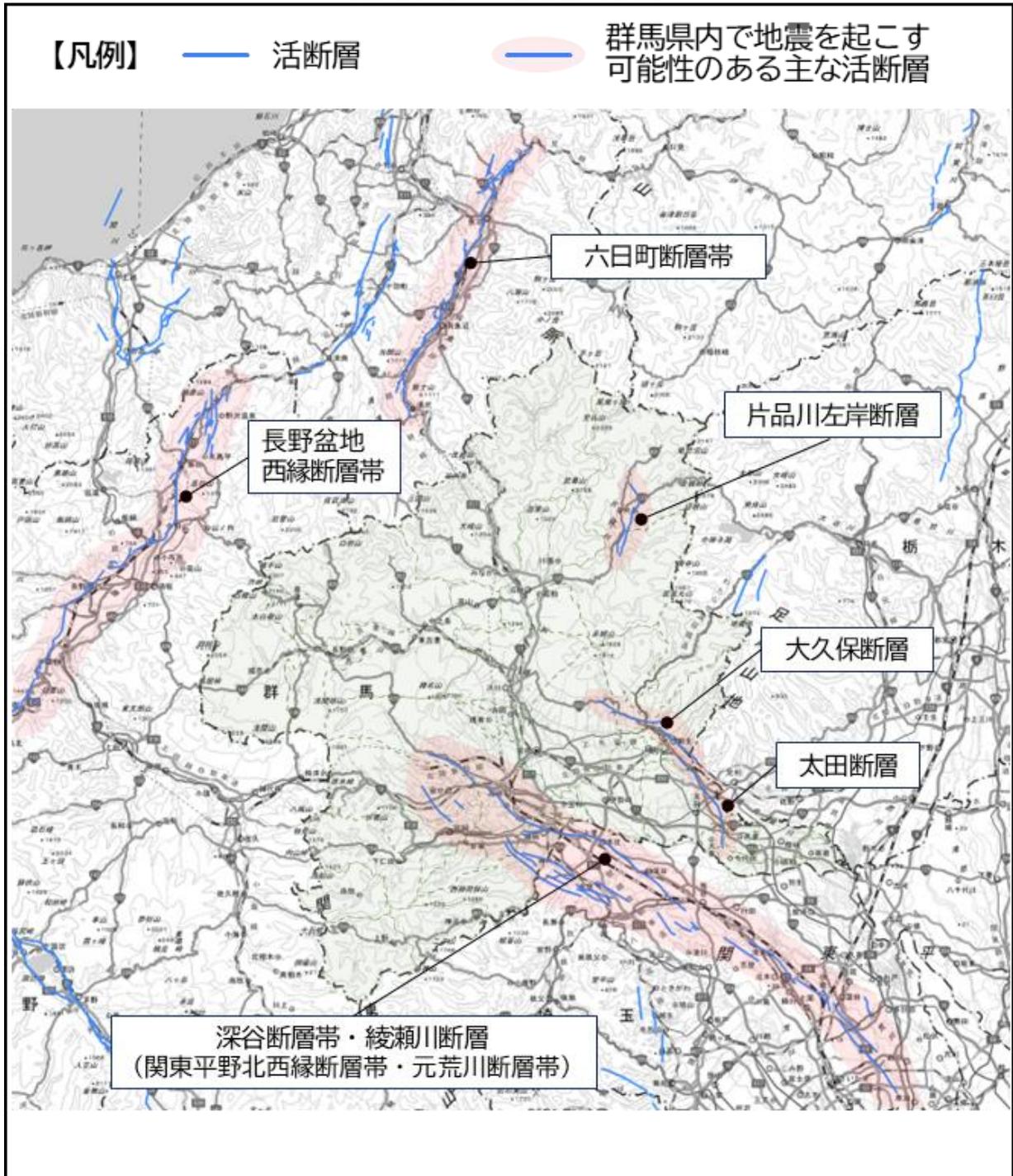
(2) 渋川市北部を縦断する柏崎—銚子構造線※1

群馬県内には、フォッサマグナの東縁とされる「柏崎—銚子構造線」が県土を南北に貫いており、渋川市の北部を縦断しています。

近年、新潟県で発生した2度の地震の震源はこの構造線沿線にあり、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に近い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層がそれぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井—蘆挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井—蘆挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井—蘆挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。（図Ⅱ-6 参照）

※1 柏崎—銚子構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎—銚子構造線という。



(令和8年3月時点の国土地理院活断層図を元に作成)

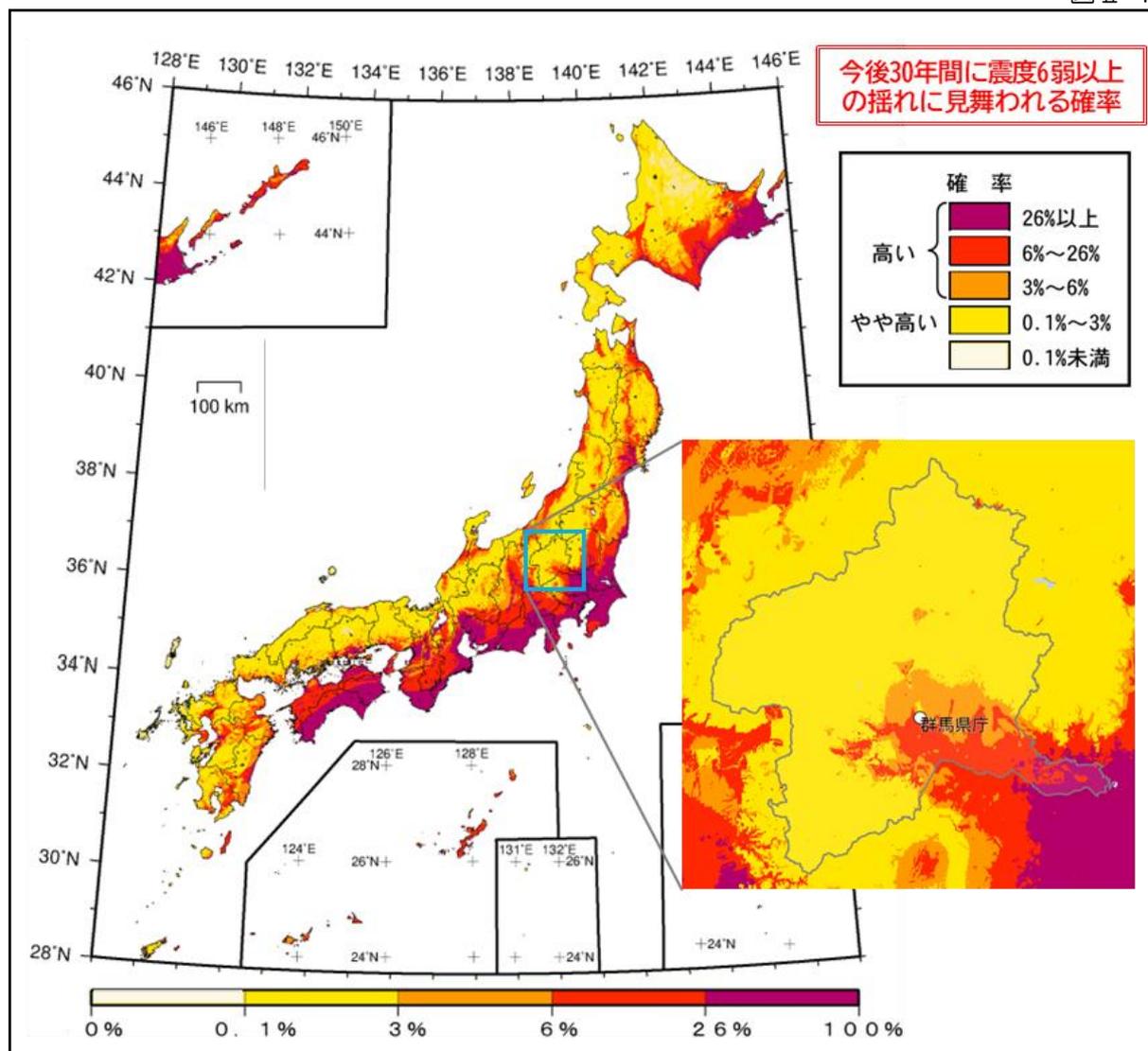
出典：群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）

(3) 群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部^{※1} 地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、2014年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震動予測地図を更新、公表しています。

その全国地震動予測地図（2020年版）によると、県内において、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、県南東部の一部地域では26%以上と非常に高く、県中央部から県南東部にかけての地域では3%~6%または6%~26%と高く、その他の地域では0.1%~3%とやや高くなっています。（図Ⅱ-7参照）

図Ⅱ-7



（全国地震動予測地図（2020年度版）を元に作成）

出典：群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）

※1 地震調査研究推進本部：平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

(4) 群馬県内の地震被害の履歴

県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。近年では2011年3月に東北地方太平洋沖地震が発生し、県内の最大震度は6弱、明和町においても5弱を記録し、県内での住宅の一部破損は17,246棟にも及ぶ被害が発生しました。(表Ⅱ-2 参照)

表Ⅱ-2

発生日月	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916. 2. 22 (大正 5 年)	．．．※1 (浅間山麓)	6. 2	3：前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損 109 戸
1923. 9. 1 (大正 12 年)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4：前橋市昭和町	負傷者 9 人、家屋全壊 49 戸 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6 年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5：前橋市昭和町	死者 5 人、負傷者 55 人、 家屋全壊 166 戸、半壊 1, 769 戸
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7. 5	4：須田貝通報所、前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8 年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町、片品村東小川、 桐生市織姫町	家屋一部破損 64 戸
2004. 10. 23 (平成 16 年)	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6. 8	5弱：片品村東小川、高崎市高松町、 渋川市北橋町	負傷者 6 人 家屋一部破損 1, 055 戸
2011. 3. 11 (平成 23 年)	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 ※2 (三陸沖)	9. 0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町、前橋市富士見 町、高崎市高松町、桐生市新里 町、太田市西本町、渋川市赤城 町、明和町新里、千代田町赤岩、 大泉町日の出、邑楽町中野	死者 1 名、負傷者 42 名 住家半壊 7 棟 住家一部破損 17, 679 棟
2014. 9. 16 (平成 26 年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5弱：前橋市粕川町、伊勢崎市西久 保町、太田市西本町、千代田町 赤岩、大泉町日の出、邑楽町中 野、みどり市大間々町	負傷者 5 人 住家一部破損 689 棟
2018. 6. 17 (平成 30 年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市赤城町 4：沼田市西倉内町、東吾妻町本宿、 前橋市昭和町、前橋市堀越町、前 橋市粕川町、前橋市富士見町、桐 生市黒保根町、桐生市新里町、伊 勢崎市西久保町、渋川市石原、渋 川市北橋町、渋川市吹屋、吉岡町 下野田	住宅一部破損 4 棟

資料：「群馬県耐震改修促進計画 (2026-2030)」

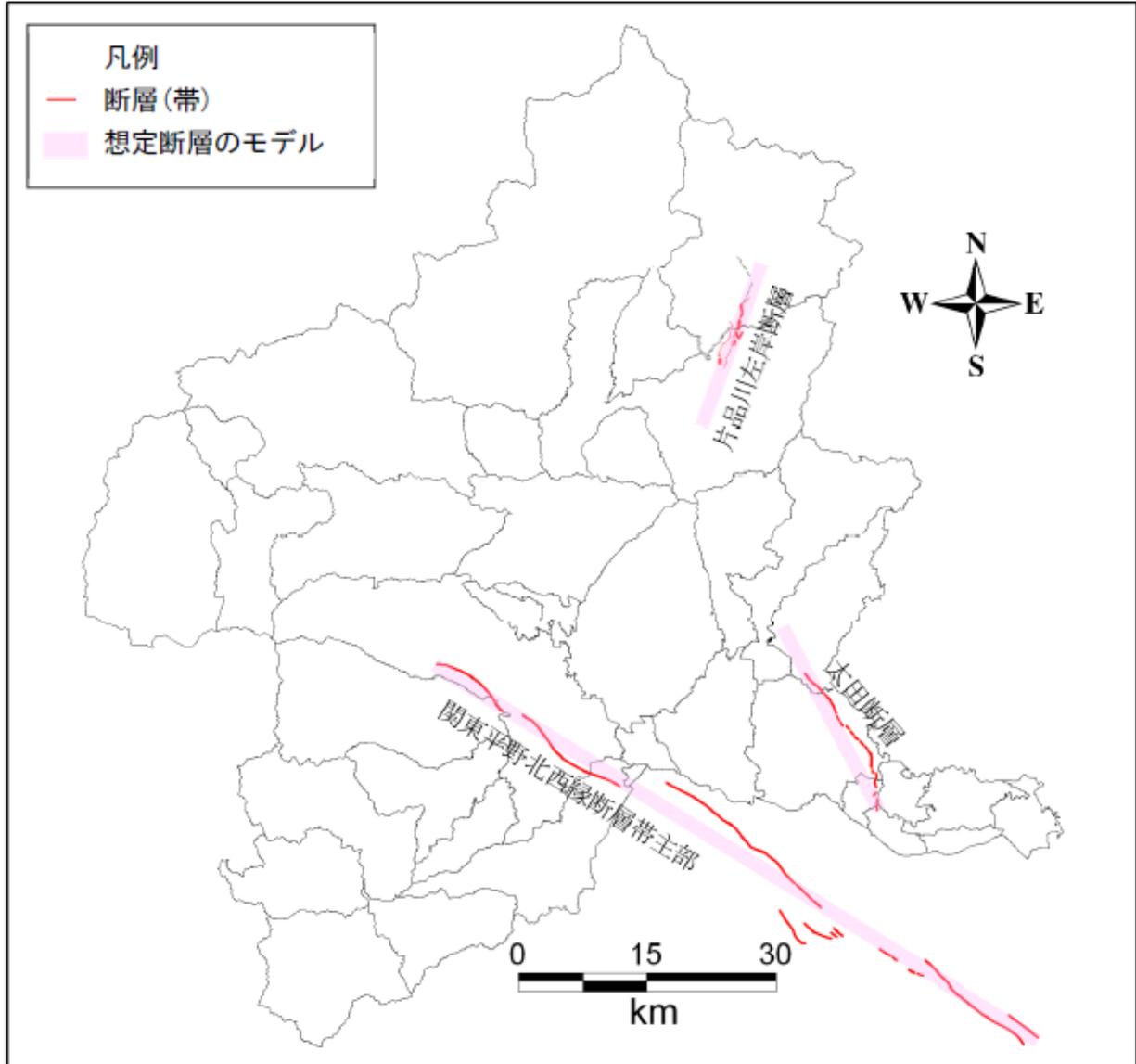
※1 1916年の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推測され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

(5) 群馬県において想定される地震

平成24年の群馬県地震被害想定調査^{*1}では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のあるものとして、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太田断層による地震」「片品川左岸断層による地震」の3つの地震を想定しています。(図Ⅱ-8 参照)

図Ⅱ-8

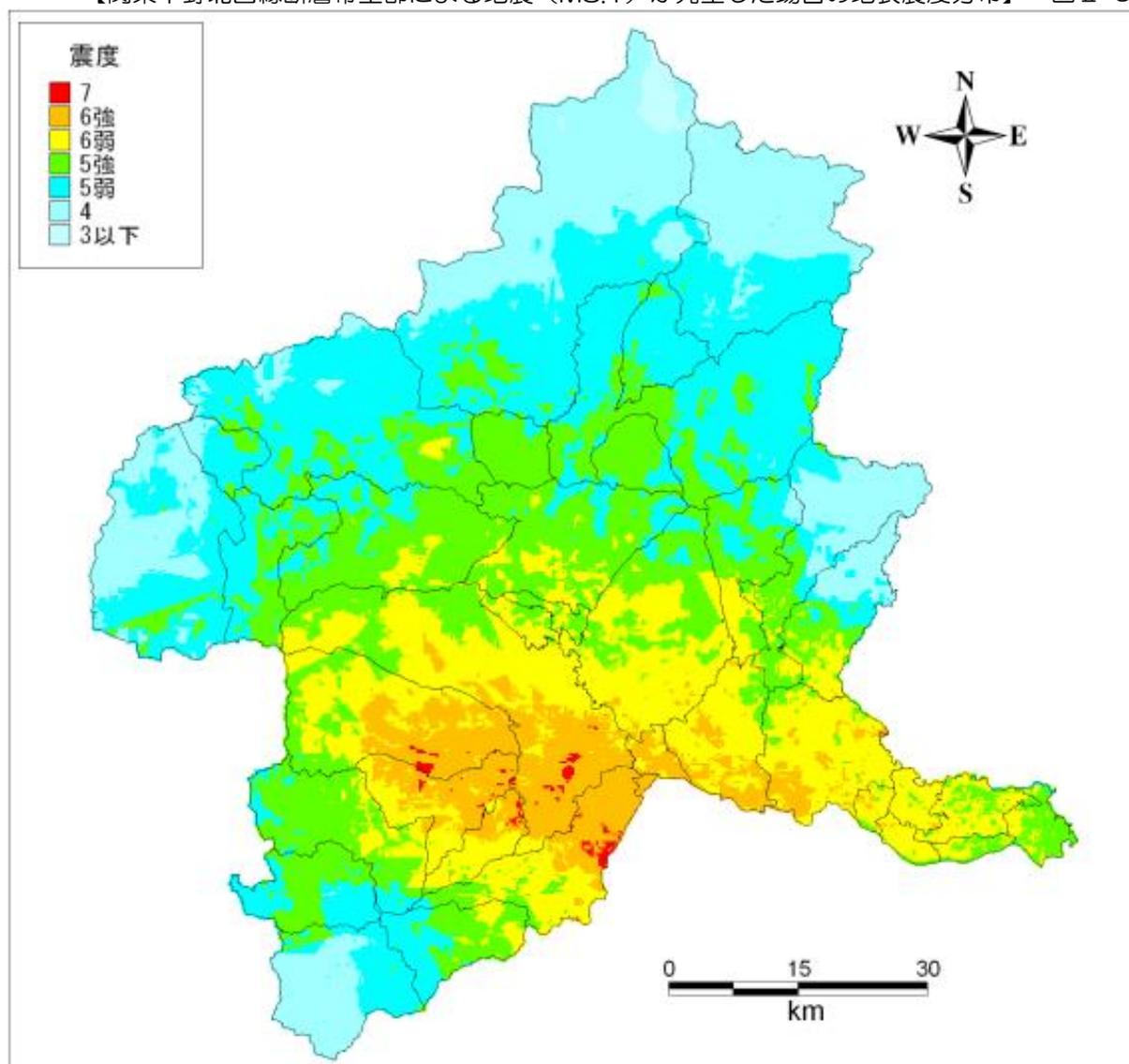


出典：群馬県地震被害想定調査

(6) 想定される地震の規模・被害状況

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行っており、明和町においては、「関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1)」の「冬の5時 (風速9m/秒)」が町内に最も大きい被害をもたらし、震度は5強～6弱と予想されています。(図Ⅱ-9 参照)

【関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1) が発生した場合の地表震度分布】 図Ⅱ-9



出典：群馬県地震被害想定調査

※1 群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件のもとで、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成 23～24 年度にかけて実施した調査。

人的被害については、30人を超える負傷者が発生し、避難者は約4,600人に上ることが予想されており、物的被害については500棟を超える建物の損壊が予想されています。(表Ⅱ-3参照)

なお、被害想定の数値については、群馬県が可能な範囲で収集したデータを基に、確率論的な手法等を用いて算出されたものですが、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合があります。また、今後の新たな知見によっては、変更されることがあります。(表Ⅱ-4参照)

【明和町の想定地震ごとの被害想定】

表Ⅱ-3

項目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
人的被害	死者 (冬5時)	1人 (0.00%)	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)	
	負傷者 (冬5時)	31人 (0.00%)	1人 (0.00%)	0人 (0.00%)	
	避難者 (冬18時)	4,612人 (41.15%)	561人 (5.00%)	4人 (0.00%)	
物的被害	建物(全壊・半壊) (冬5時)	535棟 (4.77%)	39棟 (0.00%)	5棟 (0.00%)	
	火災	出火件数 (冬18時)	0件	0件	0件
		焼失棟数 (冬18時)	0棟 (0.00%)	0棟 (0.00%)	0棟 (0.00%)

資料：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

- ・%数字は、下記に対する割合
 - ・人口総数：11,209人(平成22年国勢調査による明和町の夜間人口)
 - ・建物総数：8,191棟(平成23年10月 固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

【近年の大地震による被害の比較】

表Ⅱ-4

項目		近年の大地震による被害			
		阪神・淡路大震災 (H7. 1月)	新潟県中越 地震 (H16. 10月)	熊本地震 (H28. 4月)	能登半島地震 (R6. 1月)
地震の規模		M7.3	M6.8	M7.3	M7.6
人的被害	死者・行方不明者	約6,400人	68人	273人	698人
	負傷者	約43,800人	約4,800人	約2,800人	約1,400人
	避難者 (最大)	約32万人	約10万人	約18万人	約5.2万人
住家被害 (全壊・半壊)		約249,000棟	約17,000棟	約43,000棟	約30,000棟
火災	出火件数	293件	9件	15件	17件
	焼失棟数	7,574棟	15棟	—	—

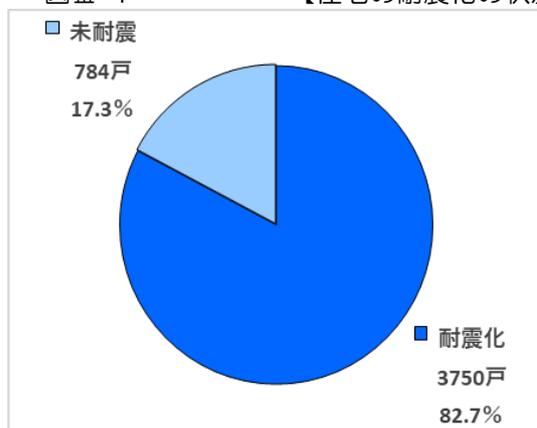
出典：群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)

Ⅲ. 明和町における耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状

住宅は、町内に約4,500戸あります。昭和57年以降の新耐震基準の住宅に昭和56年以前の住宅で耐震性ありと推測されるもの^{※1}を加えると、耐震化率は82.7%（前計画67.6%）になりますが、17.3%の住宅は耐震化が図られていない状況です。（図Ⅲ-1・表Ⅲ-1参照）

図Ⅲ-1 【住宅の耐震化の状況（令和7年3月31日時点）】



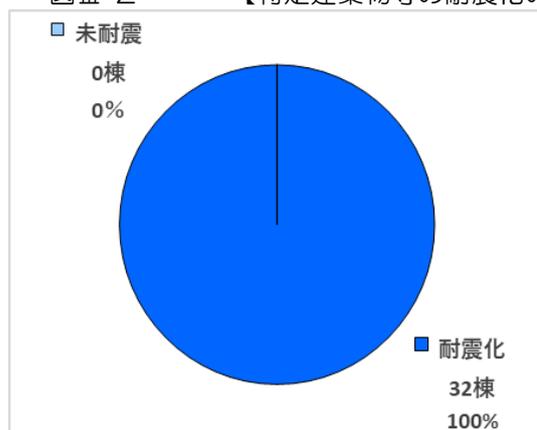
表Ⅲ-1

住宅総戸数	(a)	4,534
昭和57年以降の建築物	(b)	3,088
昭和56年以前の建築物	(c)	1,446
耐震性ありと推測されるもの	(d)	492
改修済み（耐震性あり）	(e)	170
耐震性なしと推測されるもの	(f)	784
耐震化戸数	(g=b+d+e)	3,750
耐震化率	(h=g/a)	82.7%

2. 多数の者が利用する建築物^{※2}の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物は、民間建築物16棟と公共建築物16棟で町内に32棟あります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるものを加えると、耐震化率は100%（前計画100%）となり、全ての建築物が耐震化されました。（図Ⅲ-2・表Ⅲ-2参照）

図Ⅲ-2 【特定建築物等の耐震化の状況（令和7年3月31日時点）】



表Ⅲ-2

多数の者が利用する建築物総棟数	(a)	32
昭和57年以降の建築物	(b)	27
昭和56年以前の建築物	(c)	5
診断の結果耐震性あり	(d)	0
改修済み（耐震性あり）	(e)	5
耐震性なし又は不明	(f)	0
耐震化棟数	(g=b+d+e)	32
耐震化率	(h=g/a)	100.0%

※1 耐震性ありと推測されるもの：住宅土地統計調査データを基に耐震化率を推計値で算出したもの

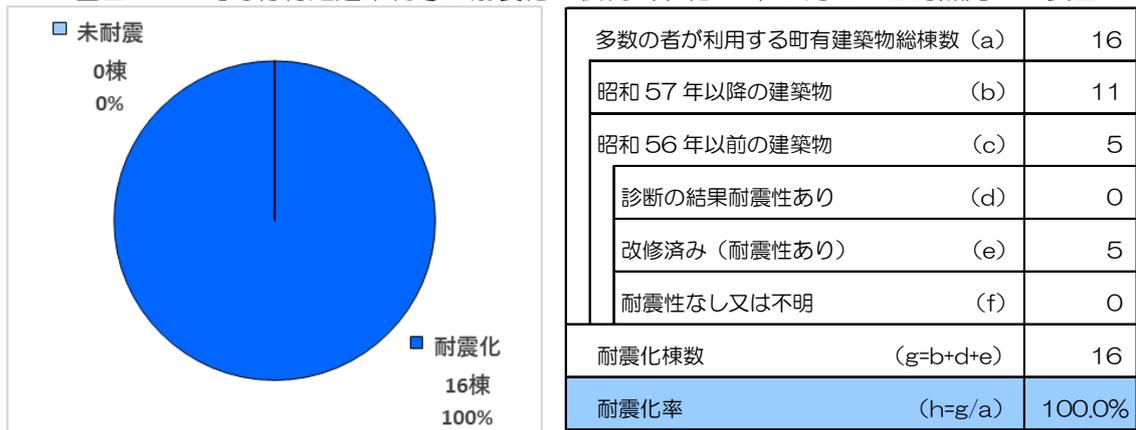
※2 多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

3. 町有建築物の耐震化の現状

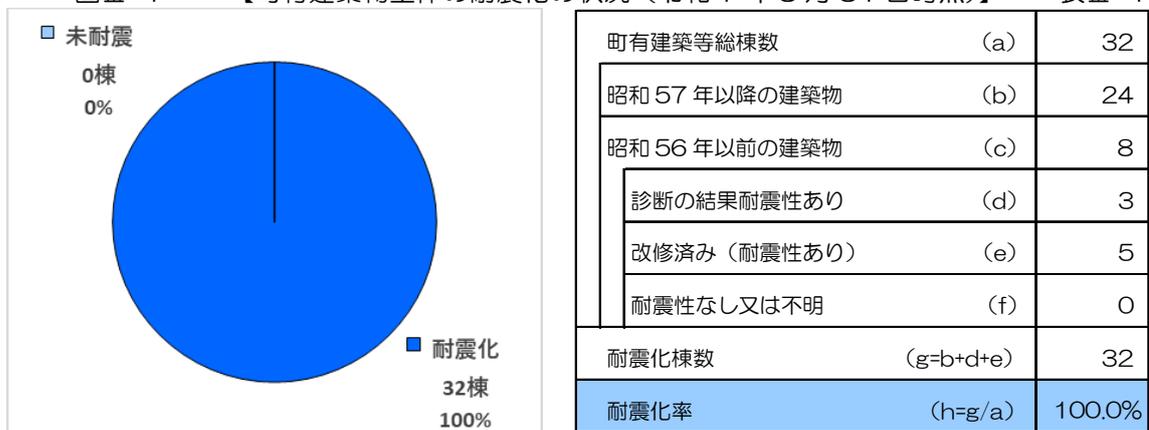
町有の多数の者が利用する建築物は、16棟あります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるものを加えると、耐震化率は100%（前計画100%）となり、全ての建築物が耐震化されました。（図Ⅲ-3・表Ⅲ-3参照）

また、町有建築物は、小規模建築物^{※1}を除き全体で32棟あります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるものを加えると、耐震化率は100%（前計画81.7%）となり、全ての建築物が耐震化されました。（図Ⅲ-4・表Ⅲ-4参照）

図Ⅲ-3 【町有特定建築物等の耐震化の状況（令和7年3月31日時点）】 表Ⅲ-3



図Ⅲ-4 【町有建築物全体の耐震化の状況（令和7年3月31日時点）】 表Ⅲ-4



※1小規模建築物：次のいずれかに該当する建築物

- ・木造で階数が2以下かつ延床面積500㎡以下
- ・木造以外で階数が1かつ延床面積200㎡以下

IV. 耐震化の目標

1. 耐震化の目標設定

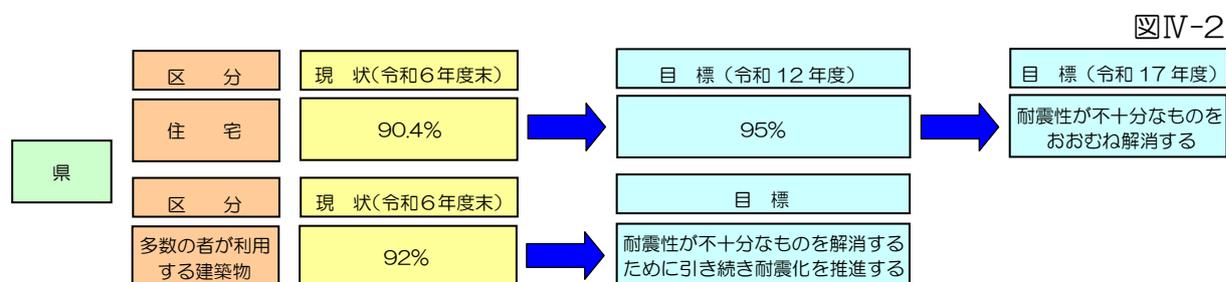
(1) 国における耐震化の目標

国における住宅の現状の耐震化率は90%ですが、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。(図IV-1 参照)



(2) 県における耐震化の目標

県における住宅の現状の耐震化率は90.4%ですが、令和12年度までに95%とするとともに、令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。また、多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率は92%ですが、耐震性が不十分なものを解消するために引き続き耐震化を促進することを目標としています。(図IV-2 参照)



(3) 明和町における耐震化目標

(イ) 住宅

住宅については、町の現状の耐震化率が82.7%と県の90.4%を下回っています。国及び県の目標に合わせて、令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、令和13年度の最終目標を95%に設定します。(図IV-3 参照)



(ロ) 多数の者が利用する建築物

民間建築物及び町有建築物をあわせた多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%となり、全ての建築物が耐震化されました。(図IV-4 参照)



(ハ) 町有建築物全体

公共建築物については、多数の者が利用する建築物以外の建築物であっても、防災上重要な役割があります。多数の者が利用する建築物以外の建築物を含めた町有建築物全体の耐震化率は100%となり、全ての建築物が耐震化されました。(図IV-5 参照)



2. 取り組みの基本方針

(1) 住宅における耐震化の取り組み

住宅において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率の見込みは、令和13年度で88.4%と推計されます。現状の耐震化率を目標の95%とするため、自然更新に加えて、目標年次までに304戸の耐震化が必要です。(表Ⅳ-1・図Ⅳ-6参照)

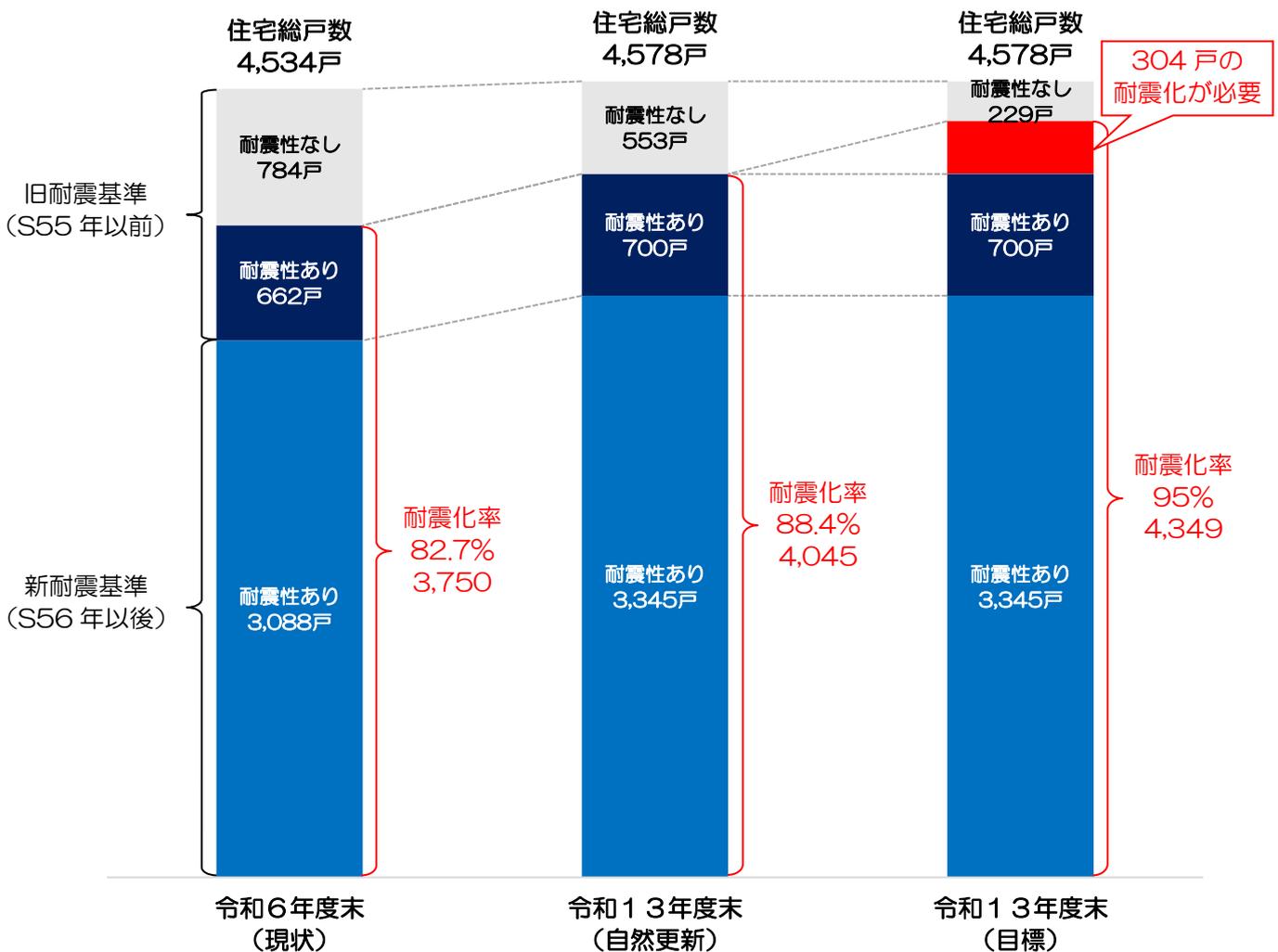
また、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震改修工事の実施がなかなか進まない状況がありますが、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」についても、的確な施策の推進により図っていきます。

表Ⅳ-1

現状の耐震化率	令和13年度(目標)		
	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
82.7% (3,750戸)	88.4% (4,045戸)	95% (4,349戸)	304戸の耐震化が必要

※表中のカッコ内は、耐震性のある住宅数

図Ⅳ-6



(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する建築物においては、民間建築物・町有建築物全ての建築物が耐震化されました。

(3) 町有建築物における耐震化の取り組み

(イ) 多数の者が利用する建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する建築物においては、町有建築物全ての建築物が耐震化されました。

(ロ) 町有建築物全体における耐震化の取り組み

町有建築物全体においては、全ての建築物が耐震化されました。(表IV-2 参照)

【町有建築物の耐震化の現状と目標】

表IV-2

区分						現状			目標		
	総数 a (棟)	昭和57 年以降 b (棟)	昭和56 年以前 c (棟)	左記のうち耐震性 ありと診断又は耐 震改修されたもの d (棟)	耐震化を 図る必要 がある建 築物 e (棟)	耐 震 性 あ り f=b+d (棟)	耐 震 性 な し g=d (棟)	耐 震 化 率 h=f/a (%)	耐 震 化 の 必 要 な 棟 数	目 標 耐 震 化 率	
				c	e						
町有の 特定 建築 物等	1.災害対策拠点機能 関係	1	1	0	0	0	0	100%	0	-	
	2.救助・救急、医療 等拠点機能関係	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
	3.避難収容施設関係	12	7	5	5	0	12	0	100%	0	-
	4.ライフライン関係	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	5.要援護者施設	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	6.多数の町民が集まる 施設	1	1	0	0	0	1	0	100%	0	-
	7.比較的滞在時間の 長い施設	2	2	0	0	0	2	0	100%	0	-
	8.その他の町有施設	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	合計	16	11	5	5	0	16	0	100%	0	-
町有建 築物 全体	1.災害対策拠点機能 関係	1	1	0	0	0	1	0	100%	0	-
	2.救助・救急、医療 等拠点機能関係	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	3.避難収容施設関係	15	9	6	6	0	15	0	100%	0	-
	4.ライフライン関係	4	4	0	0	0	4	0	100%	0	-
	5.要援護者施設	3	3	0	0	0	3	0	100%	0	-
	6.多数の町民が集まる 施設	1	1	0	0	0	1	0	100%	0	-
	7.比較的滞在時間の 長い施設	4	2	2	2	0	4	0	100%	0	-
	8.その他の町有施設	4	4	0	0	0	4	0	100%	0	-
	合計	32	24	8	8	0	32	0	100%	0	-

V. 耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進に係る基本的な方針

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。(図V-1参照)

(1) 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図る

住宅・建築物の耐震化、減災化の促進のためには、まず、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

(2) 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援する

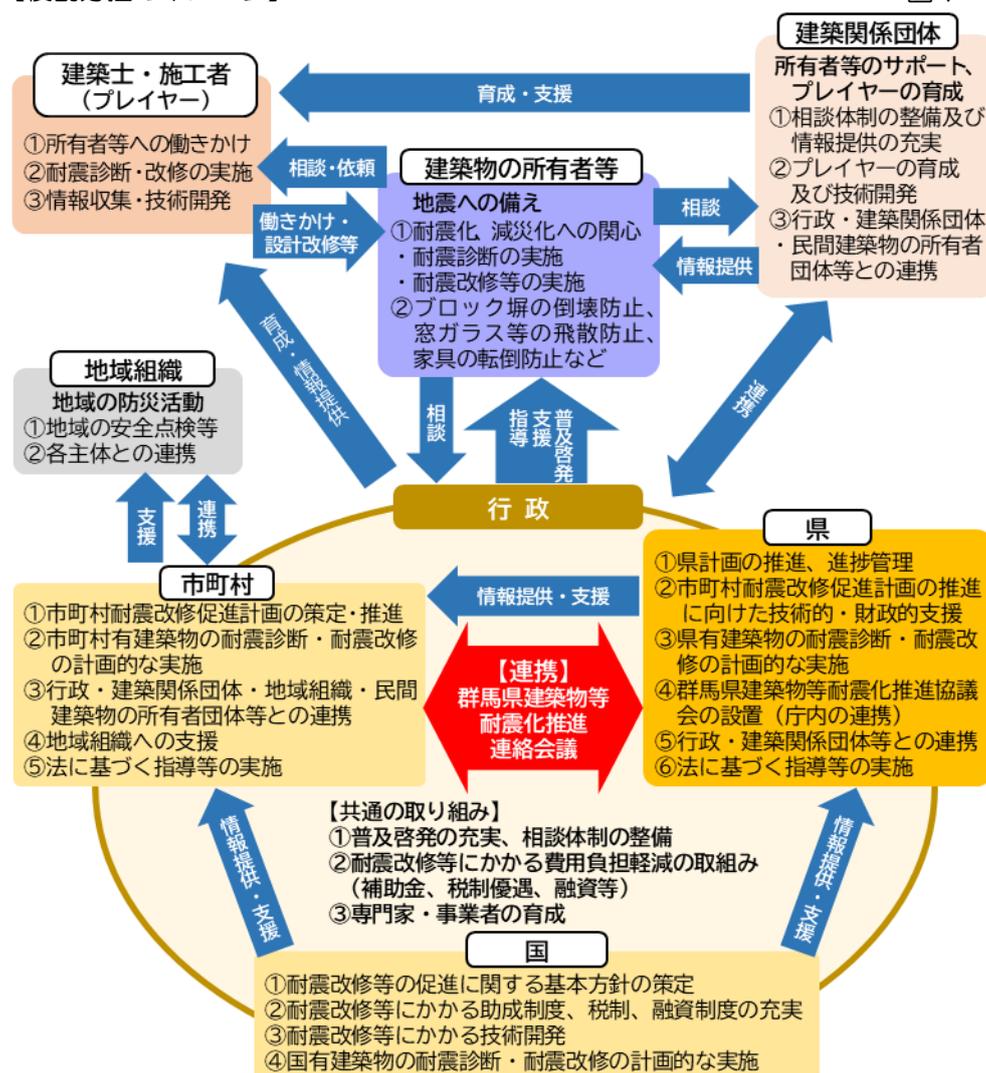
国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

(3) 建築士・施工者がプレイヤーとして活躍できる環境整備

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

【役割分担のイメージ】

図V-1



2. 耐震化に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災に関する情報の提供

建築物の耐震化の必要性や、日常生活における安全対策等の取り組みについての普及・啓発に努めます。

(2) ゆれやすさマップの公表

明和町で想定される最大地震によるゆれやすさの分布、さらに避難場所等の防災情報を地図上に表した地震防災マップ及びパンフレットを作成し、公表することを検討します。

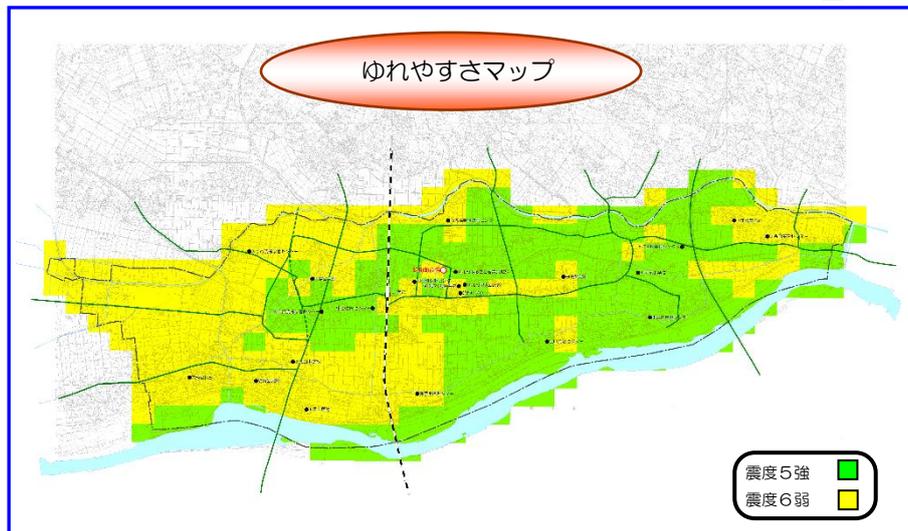
こうした地震に関する情報をマップ化することにより、町民に日頃から防災意識を持って災害に備えることができるように啓発を行います。(表V-1、図V-2 参照)

【想定地震】(平成24年6月地震被害想定調査より)

表V-1

想定地震名	関東平野北西縁断層帯主部による地震
想定地震規模	マグニチュード8.1
想定震源断層	長さ82km、走向N60W、傾斜50-70°南西傾斜、幅20-25km、すれの向き南西側隆起逆断層

図V-2



3. 耐震化を促進するための支援策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用や工期の面でより効果的なものとなりうることから、町では県及び土木事務所に設置している建築相談窓口等と連携しながら、耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を図ります。

(2) 助成制度

耐震診断・耐震改修の義務者は建物所有者であることから、原則として所有者自らが耐震化を行う必要がありますが、耐震診断・耐震改修には相当な費用負担を要することから、この軽減を図ることが課題となっています。こうした課題の解消に向けた施策を検討します。

(3) 木造住宅耐震化に係る補助

明和町では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、以下の補助制度を実施しています。

木造住宅耐震診断者派遣事業

◆**目的**：町内に存する木造住宅の所有者に対し、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより、地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とします。

◆**対象建築物**：町が耐震診断者を派遣し耐震診断を行う建築物は、町内に存する木造住宅で、次の各号に掲げる要件に該当するものとします。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）
- (2) 平屋建て又は2階建てのもの
- (3) 在来軸組工法によって建築されたもの

◆**派遣に要する経費**：耐震診断に要する経費は、町および国が負担するものとします。

木造住宅耐震改修補助事業

◆**目的**：地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修を実施する者に予算の範囲内で補助金を交付し、地震に対する木造住宅の耐震性の向上を図り、震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とします。

◆**補助対象の住宅**：対象となる住宅は、次のすべてに該当する一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）とします。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (2) 在来軸組工法で建築した階数2以下のもの
- (3) 耐震診断の結果改修の必要があると判断されたもの

◆**補助金交付額及び限度額**：精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び工事監理に要する費用の1/2以内とし、100万円を限度とする。

4. 総合的な安全対策に関する取り組み

(1) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のため道路を通行したりするのに支障をきたします。

ブロック塀の倒壊の危険性をパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

また、更なる耐震化推進のために、避難路や、通学路（別紙のとおり）沿道の住宅のブロック塀所有者に、除却の補助を行います。

※避難路：住宅や事業所から避難所や避難地等へ至る建築基準法 42 条で定義される道路（ブロック塀等安全確保に関する事業に係る避難路）

(2) 落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板、天井等の損壊・落下による被害も起こります。平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。

また、平成 17 年 8 月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井の落下によって多くの負傷者がでました。

これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況を把握するとともに、危険な建築物については所有者に対して改善指導を行います。

(3) エレベーターの安全確保

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しました。

これらの不安や混乱を避けるため、既設エレベーターに対する安全性を周知するとともに地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

(4) 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷するなど、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(5) 命を守る住まいの補強

住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室などの必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策を推進します。

【耐震シェルターの例】

写真 V-1



【耐震ベッド、耐震テーブルの例】

写真 V-2



出典：群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）

出典：群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）

5. 耐震改修等を促進するための指導や命令等

(1) 県との連携強化

県は、法に基づき、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修に係る指導及び助言を行い、必要な場合は指示や公表を行うこととしています。また、建築基準法に基づき、保安上危険な建築物の所有者、占有者又は管理者に対して勧告、場合によっては命令を実施していくこととしています。

明和町では、必要に応じ、これらの県の措置に協力するとともに、普段から当該建築物や空き家等の情報収集に努めるものとしします。

(2) 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

県と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の①から③までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該①から③までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

①指示対象建築物

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

②指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、その所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

VI. その他耐震改修等を促進するための事項

(1) 県が行う建築物の所有者に対する指導等への協力

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について、群馬県建築物等耐震化推進協議会^{※1}と連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※2}を通して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

※1 群馬県建築物等耐震化推進協議会：群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化促進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図ります。

※2 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化促進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路の検討

都道府県及び市町村は、耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）を指定することで、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち、既存耐震不適格建築物である「通行障害既存耐震不適格建築物」について、耐震診断の義務付け等を行うことができます。（図VI-1 参照）

避難路には、「耐震診断義務付け道路」^{※1}、「耐震診断等促進道路」^{※2}があります。県計画では、令和2年4月1日に、第一次群馬県緊急輸送道路^{※3}のうち、特に重要な広域ネットワークを形成する道路を「耐震診断義務付け道路」に指定しています。また、令和2年4月1日に、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を「耐震診断等促進道路」に指定しています。（表VI-1、図VI-2 参照）

明和町では、独自に避難路を指定しておりませんが、県及び隣接市町村等との連携を図りながら、避難路指定における調査・検討を進めていきます。また、県指定の「耐震診断等促進道路」沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の把握と耐震化を進めていきます。

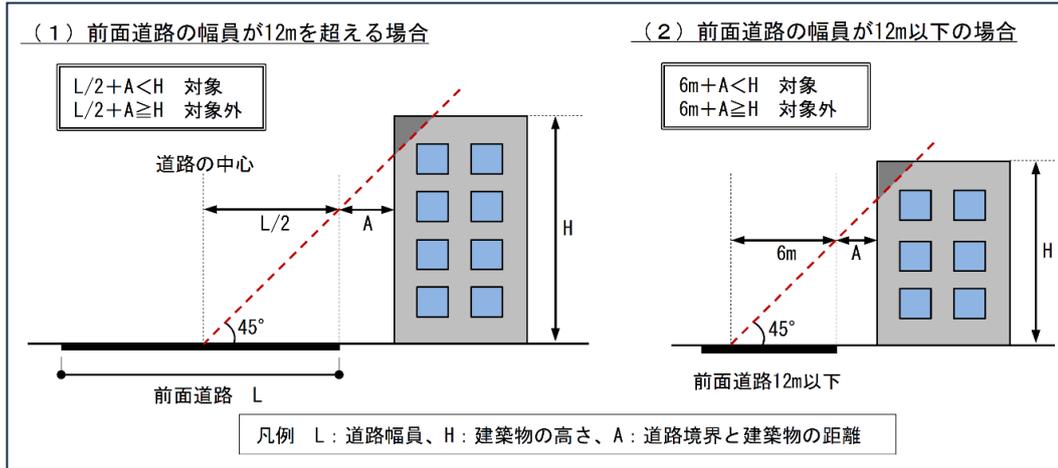
※1 耐震診断義務付け道路：耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号に基づき、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務付ける避難路。

※2 耐震診断等促進道路：耐震改修促進法第5条第3項第3号及び第6条第3項第2号に基づき、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断等を促進する避難路。

※3 群馬県緊急輸送道路：大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路として群馬県地域防災計画において位置付けるもの。災害時に果たす役割の重要度等に応じ、第1次～3次の区分が設定されている。

【通行障害建築物の対象となる要件】

図VI-1



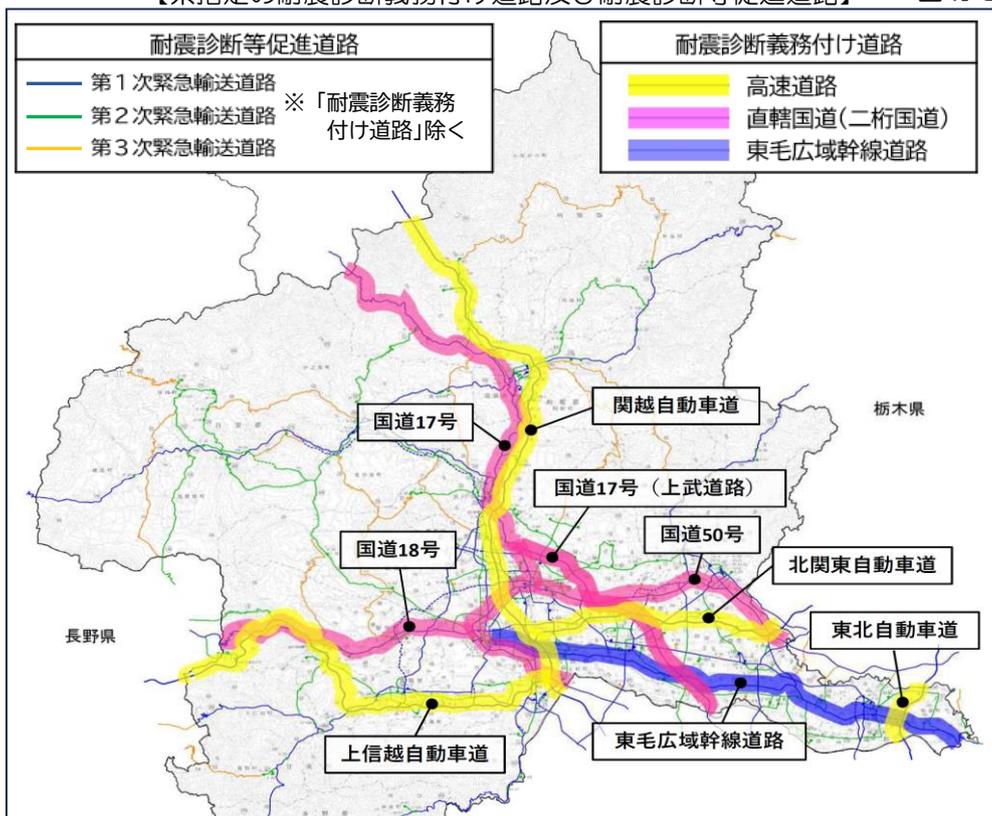
【県指定の耐震診断義務付け道路一覧】

表VI-1
(単位: km)

路線名	区間	延長
東北自動車道	県内全域	8.3
北関東自動車道	県内全域	32.7
関越自動車道	県内全域	76.3
上信越自動車道	県内全域	59.5
国道17号(上武道路含む)	県内全域	126.5
国道18号	県内全域	42.1
国道50号	県内全域	35.8
東毛広域幹線道路 (国道354号)	高崎市栄町 ～ 邑楽郡板倉町大字下五箇	58.8

【県指定の耐震診断義務付け道路及び耐震診断等促進道路】

図VI-2



参考資料

参考：耐震改修促進計画に関する法律

i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第14条第3号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

- 第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるもの)に限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、100貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、100貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第2条 法第5条第3項第1号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第8項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第3条 法第5条第3項第1号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第2項若しくは第26項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあっては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第137条の2第3号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

1 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が12メートル以下の場合 6メートル

ロ 当該前面道路の幅員が12メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

2 その前面道路に面する部分の長さが25メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を2・5で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場

- 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、100貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数1及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第14条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - ニ 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭せん又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

- 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 100貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第14条第2号に掲げる建築物

2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計2千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計750平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千500平方メートル
- 四 前項第19号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートル

3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第10条 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、法第22条第2項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第11条 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第12条 法第29条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

第3次明和町耐震改修促進計画

令和 8年 4月

発行・編集 明和町

☎お問い合わせ先 明和町役場 都市建設課
TEL0276-84-3111（代表）